

令和 8 年 8 月 2 8 日

魚類養殖関係漁業協同組合 御 中

香川県魚類養殖業赤潮対策本部
(公 印 省 略)

赤潮注意報 第 5 号

(赤潮注意報第 4 号から第 5 号への切り替え 範囲拡大)

令和 8 年 8 月 2 8 日に実施された赤潮漁場調査結果において、下記海域の複数地点でシャットネラ（オバータ）の細胞数が赤潮注意報発令基準に達したため、赤潮注意報第 4 号を第 5 号に切り替え発令することを決定しました。

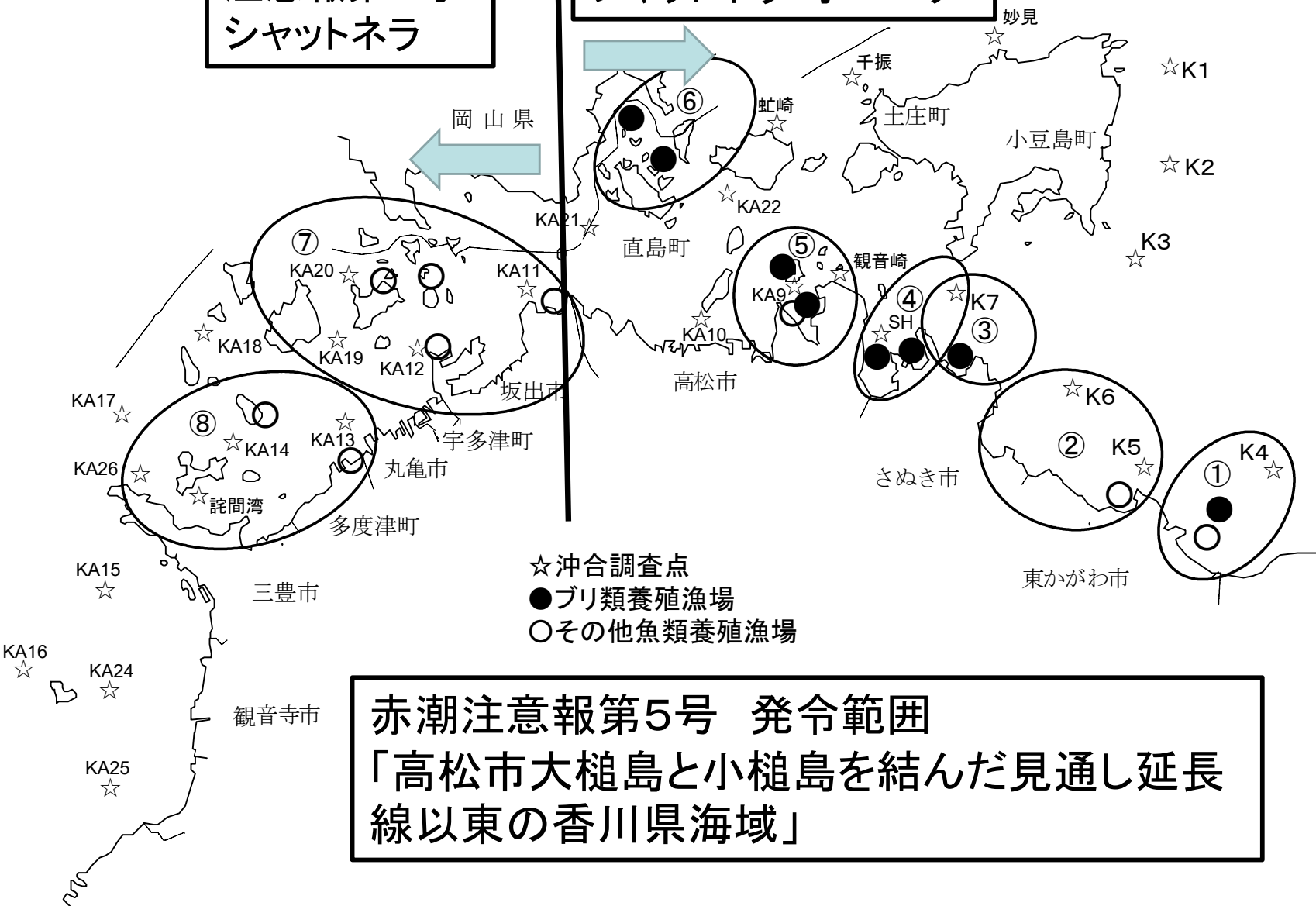
関係漁協においては、今後シャットネラ等の有害プランクトンが増加する可能性があることから、月・水・金（状況によっては毎日）の漁場監視・赤潮検鏡を実施し、関係漁業へ適正な養殖管理に努められるよう周知の方よろしく願います。

記

項 目	摘 要
種 類	シャットネラ（オバータ）
状 況	・ 8 月 2 8 日の漁場調査において、直島海域の複数調査点で、シャットネラ・オバータが 1 細胞/mL 以上検出された。 (直島漁場の内、2 調査点で 1 細胞/mL 以上となる)
注意報範囲	・ 高松市大槌島と小槌島を結んだ見通し延長線以东の香川県海域 (別添の注意報発令海域の区分を参照)
備 考	・ 赤潮注意報、警報の発令基準及びその対応：別表の通り

注意報第3号
シャットネラ

注意報第5号
シャットネラ・オバータ



赤潮注意報第5号 発令範囲
「高松市大槌島と小槌島を結んだ見通し延長
線以東の香川県海域」

0 1 0 2 0 km
| | |